

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和3年度（2021年度）第9回（定例会）

署名人 仲本千佳子

教育長 山城良嗣

開催日時 令和3年（2021年）8月18日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

山城良嗣教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】小嶺理部長、田端睦子副部長

（総務課）稲福喜久二課長、稲森恵子副参事、松井都矢子主査、知念潤主査

【学校教育部】武富剛部長、根間秀夫副部長

（学校教育課）名嘉原安志課長

【市民文化部】比嘉世顕部長

（文化財課）大城敦子課長、仲尾次潤主幹

議事日程

- 1 議案第19号 那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について【文化財課】
- 2 議案第20号 教育事務点検評価報告書の作成について【総務課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

令和3年度第9回教育委員会会議（定例会）議事録

令和3年8月18日(水)

山城教育長 はいさい おはようございます。これから令和3年度第9回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は議案が2件となっております。会議録の署名は仲本委員にお願いをいたします。

それでは、これより審議に入ります。議案第19号「那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。市民文化部長 比嘉部長、お願いいたします。

比嘉部長 ハイサイ おはようございます。よろしくお願いいたします。今、教育長からございましたが、議案第19号「那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」でございます。提案理由をご説明申し上げます。行政手続きにおける申請者等の負担軽減及び利便性の向上を図るため様式における押印の見直しを行い、併せて様式に係る所要の規定を整備するため、この案を提出するものでございます。詳細については文化財課のほうから説明をさせていただきます。

山城教育長 お願いします。

仲尾次主幹 文化財課の仲尾次と申します。よろしくお願いいたします。お配りしました議案19号の資料ですけれども、かがみの次の2枚目から議案となっております、1ページ目から6ページ目迄ページ番号がふられてございます。今回の規則改正の内容が、この様式に係るものとなっております、議案自体は1ページ目から5ページ目までになっておりまして新旧左右対照という形になっております。参考としまして6ページ目に現行の例規集に保管されている電子データの方のほうの項目内容を例示として付けさせていただきます。

提案理由にありますように、規則改正内容は2点ございまして、様式における押印の見直しと所要の規定の整備となります。様式における押印の見直しがメインの改正になる訳ですけれども、改正の新旧対象表でご覧になっていただくと、㊦と書かれている所が、押印欄の様式における表示となっているんですが、こちらがあるものが、第1号様式から見ていきますと、全体で様式が25あるんですが、その内の21の様式が該当するものとなります。これら様式は、那覇市で、今年の3月25日の庁議という内部の会議がありますが、こちらのほうに申請書と押印の見直し方針というものが承認されまして、それに基づきまして確認をしました所、手続きの際に必ずしも押印が必要である内容のものではないと、法人であれば、記名を印刷して提出できるような内容になっています。個人であれば通常手続きでしたら自署というのが普通になっていて、印鑑を押さない形式になっておりますので、個人であれば自署による手続きで対応可能である書面の分類であると判断しました。

現在、定めている様式で押印欄を設けている所は削除して、実際の手続きの際には、記名で提出していただく場合と自署で提出していただく場合と、若しくは団体の場合は記名で出す場合は押印していただくという形式で運用していく形が可能なものとして、押印の㊟を削除するという改正をおこないます。只、見て行きますと、資料で行きますと3ページ目ですね。13号様式と14号様式は提出していただく書類なんですが、印を削除していません。こちら何故かと言いますと、関係様式の中で、費用の請求に係る申請書や請求書になっておりましたので、これは支出関係の書類に該当し、市の方針の中では押印の必要な書類になっていましたので、こちらについては印の削除は行わないということに決定しました。様式に係るこの押印についての内容となります。

次に、所要の規定の整備について、大きく共通するものとしては、25の様式全てについて、現在は第1号様式と書いているんですが、市の例規の方の標準の表示が、様式の中に第何条関係ということで、条文との関係性を示しているのですが、この形式が足りていないということで、これは全て共通して入ってきます。そして提出する様式が、こちらの印を省かないという様式が2つあるんですけども、提出する様式は23あるんですが、6ページ見ていただくと下のほうにB5縦長という表示が入っています。これは規則が制定されました昭和50年代に定められた状態のまま、触れていなかったものですから、B5縦長の規格フォームは、現状、使っていないということもあって削除するということです。後、提出する様式23につきましては、那覇市教育委員会殿という記載で作られている状態ですが、今、那覇市の考え方としては、宛てという形で様式化するというようにしておりますので、那覇市教育委員会宛てという表示のほうに改正する形となります。

最後に、5ページ目のほう見ていただきたいのですが、この規則が交付の日から施行するという事で期日を交付の日といたしました。先程、ご説明させていただいたように、様式自体は規則で定めているんですけど、常備はしていないんですね。文化財の指定ってご相談を受けて確認作業を進めて最終的に申請していただく形でこれまでやってきた経緯もあったのか、申請書を常備しなくて最終的にやり取りする形で。既に、A4で書面やり取りしていたこともあって実質は何も困らないという部分があるものですから、規則の改正は交付の日からとさせていただいております。今日の教育委員会会議で承認をいただけた場合に、進めて行きますと9月1日ぐらいの交付になろうかということで、手続き上、流れで日付は変わるんですけども、交付の日からで特に支障はないということで確認しています。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

山城教育長 ただいま文化財課のほうから説明提案がありました。この件について、ご質問、ご意見等があれば、よろしくお願いいたします。確認ですが、まず1ページでみると、様式の改

正前の殿が改正後は「宛て」になると、押印が必要なくなると、B5縦長がなくなると、併せて第1号様式の後にカッコ書きで、何条関係というのが入ってくる。但し、13号、14号に関しては、押印は引き続き必要になるというふうに理解してよろしいですね。因みに、今回、提案されていない第3号等については、殿も、縦長も、或いはカッコ書きも、特に変更はないというふうに理解してよろしいですか。

仲尾次主幹 第3号様式、それから16号様式は提出いただく書面関係ではなく、行政から出すフォームとして定めている内容になっていますので、こちらのほうは、特に関連はないです。

山城教育長 基本的に、これは関連がないということですね。今回の改正は、あくまでも、ここに挙がってきている様式のもので充分であるということですね。ほか、よろしいですか。それでは議案第19号「那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第19号「那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。お疲れ様でした。

それでは議案第20号「教育事務点検評価報告書の作成について」を議題といたします。生涯学習部長 小嶺部長、お願いいたします。

小嶺部長 議案第20号「教育事務点検評価報告書の作成について」、教育事務点検評価報告書を別紙のとおり作成し、議会へ提出及び公表する。令和3年8月18日提出。教育長 山城 良嗣。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき令和2年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価の報告書を作成し、議会へ提出するとともに公表する必要があるので、この案を提出する。内容につきましては、総務課より説明差し上げます。

山城教育長 総務課のほうからお願いいたします。

稲福課長 今回の教育事務点検評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき策定となっています。毎年、実施しています。今回は令和2年度の事業が対象となっております。こちらにつきましては5月12日の教育委員会会議において対象事業となる16事業を決めていただきました。その後、この16事業に対して内部の自己評価をしていただきまして、自己評価をまとめて、今度は、外部評価委員会設置しておりますので、そちらのほうに、教育長のほうから諮問という形で投げさせていただきまして、審議をしていただきました。評価委員会におきましては各事業でヒアリング等を踏まえ外部評価をまとめていただきまして、合計5回にわたる会議を重ねていただいております。最後の第5回目、8月4日には外部評価委員の取りまとめを各事業課へ報告しております。その評価報告を踏まえ教育長への答申という形で外部評価として提出していただきました。今回、この外部評価を踏まえ、内部

評価、外部評価をまとめた形で、この報告書を作成しております。この報告書については、この教育委員会会議で承認いただきましたら、議会への報告、市民への公表という形の手続きをすることになっております。内容につきましては、担当より説明させていただきます。

山城教育長 それでは、お願いします。

松井主査 説明させていただきます。冊子になっております報告書について説明いたします。「教育事務点検評価報告書」令和2年度事業と記載のある報告書をご覧ください。表紙を捲りまして目次をご覧ください。項目ですが、大きく分けまして議会への報告及び公表について、教育委員会の組織及び教育委員の活動概要、教育事務の点検及び評価の実施について、という3項目に分かれております。

それでは1ページをご覧ください。「議会への報告及び公表について」でございますが、この部分は点検評価の主旨などを記載しております。報告書の前書きにあたる旨となっております。

次に2ページ目でございますが、「教育委員会の組織及び教育委員の活動概要」でございます。2ページから3ページにかけて、「教育長及び教育委員の氏名及び任期」、「教育委員会会議の開催状況」、「教育委員会の活動状況等」について記載しております。

4ページには「事務局及び教育機関組織及び職員配置一覧」を記載しております。続きまして5ページをご覧ください。「教育事務の点検及び評価の実施について」という項目になっております。点検評価を行うにあたりまして16事業を抽出しております。抽出された事業については、各主管課で事業ごとの点検シートを作成し、妥当性、効率性、有効性の3つの評価基準による視点で内部評価を行い、あわせて主管課としての今後の事業展開や方向性について記載をしております。3「点検評価の評価基準」をご覧ください。先程も申し上げましたとおり評価には「妥当性」、「効率性」、「有効性」の3つの視点がございます。その視点について、それぞれ5点満点で評価をしております。その3つの評価を合計いたしまして、合計点数に応じ総合評価を行いました。総合評価はA～Eの5段階で評価いたしました。そのことについては5ページから6ページにかけて記載がございます。又、今後の展開でございますが、拡充から完了までの項目があり、その中から今後の事業の方向性を選択し、表示いたしております。

次に7ページでございますが、評価委員の一覧を記載しております。我那覇委員長から伊禮委員まで5人の評価委員の方々となっております。8ページには評価点検の流れ、経過を掲載しております。下段は評価点検の手順を示しております。

9ページは点検及び評価の結果一覧でございます。この結果について、ご説明いたします。今回は16事業が対象となっております。一覧には内部評価及び外部評価を

記載しております。表の右側に外部評価の欄がございます。令和2年度事業については外部評価がA評価となっている事業が4事業ございます。その内、今後の展開については、1事業が継続、3事業が拡充となっております。次にB評価となっている事業は12事業ございます。その内、今後の展開について、8事業が継続、2事業が拡充、1事業が完了、1事業が改善となっております。

10ページ以降につきましては、那覇市教育事務点検評価委員会からの答申書を添付しております。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

山城教育長 ただいま総務課のほうから提案説明がありました。この件について、ご意見、ご質問等あれば、よろしくお願いいたします。本仲委員、お願いします。

本仲委員 この議会への提出は、11ページの答申書という所からだけですか。全てですね。そうじゃないと分かりにくいのです。いつも、この点検評価のことについて協議する時に、非常に那覇市の点検評価の在り方というのかな、凄く丁寧だなと思っているんですよ。評価の流れであるとかですね。評価項目、それから各主管課が抽出して、内部評価をしっかりと、その評価基準もしっかりしてね。外部評価にもヒアリングを設けている所にね。非常に丁寧な点検評価だなと、いつも感心しているんですね。その中で、答申書を読ませてもらうと、まず、非常に良いなと思ったのはですね。16ページの、一番上の行、今回、基本設計及び実施設計の会議メンバーに、現場の栄養士や調理員を加えたところですね。栄養士は、かなり、各学校、お互い同士で情報交換もしていると思うんですよ。だから、ほかの学校の実情も分かる。この基本設計とか、実施計画の段階で現場の声を聞くというのは、機能面の上からも、管理面の上からも、非常に良いなと思っているんですね。だから、是非、今後もこういう方向で、今回の調理場だけではなくて、いろいろ進める上で、現場の声も反映していったら。現場に居た時も、この辺、感じましたので、非常に良い方向だなと思いました。

それと同じページ、8行目。「本館は」という言葉がありますよね。ここに、ほしぞら公民館という名前が出ていないといけないんじゃないかなと思うんですよ。いきなり本館となっているので、僕は分かるんだけど初めて見る人がね。

それから17ページ、地域学校協働活動推進事業をやっていますよね。この時に令和元年度からモデル校1校指定したとありますよね。これ石嶺小学校と明記したら、どうかなと思うんですよ。そうすると、関係ある人達は石嶺小学校の、教育活動に対して関心を持つだろうし、入れたほうが良いんじゃないかと私は思いました。感想です。

山城教育長 ただいま本仲委員のほうから感想と、それからご指摘がありました16ページのほう具体的に明記したらどうかということと、17ページのモデル校の名称まで入れたらどうかということだったんですが、これについては、報告書になっていますが、どうですか。

稲福課長　これは答申書ということで、評価委員会の文書となっておりますので、字句の修正が簡単に出来なくなっていますので委員長とご相談させていただいて。委員長とは字句の修正については一任するということで、会議で確認しておりますので、委員長に確認させていただいて、修正、検討が可能か、どうか、させていただきたいと思います。後一点、令和元年度のモデル校は大名小学校になります。石嶺小学校は、又、別のものがございます。大名小学校で検討させていただきます。

山城教育長　この件について、相談をしながら調整できればということですね。検討ですね。よろしく願いいたします。ほかは、どうでしょうか。平良委員、お願いします。

平良委員　ちょっと教えてもらいたんですけど、13ページの小・要準等ってあるんですけども、これは小学校と、要保護と準要保護という形の解釈で良いんですかね。小学校入学準備金の、13ページの事務事業についての中のカッコ書きですが。

山城教育長　小・要準等児童就学援助費という表記の仕方ですか。正式には小学校要保護準要保護等というのが、多分、正式な名称になるんですかね。この事業、そのものはどんなふうに名称が付けられているかと言った所ですね。

稲森副参事　予算の事業名をそのまま。小・要準等要保護が使われているということです。

山城教育長　これが使われているということですね。

稲福課長　市民に対して告知する場合は、小学校入学準備金のお知らせという形で説明はしています。これは行政側の予算の事業名になっていたと思います。ちょっと分かりにくいかなと思いますが、市民に対しては小学校入学準備金制度としてお知らせをさせていただいております。

本仲委員　これ周知が、だいぶ徹底して来ましたね。これ評価したいな。教育委員会主管課の皆さんを。

山城教育長　この13ページの表記については、実際、このように使われているということで、このままということでよろしいですね。ほか、どうでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員　22ページの小中一貫教育推進事業で、この事業、内部評価はA評価で、外部評価はB評価になっているんですけど、この差がどこに出たのかなと、先程から読み込むんですけど、どこで差が出たのか分からなかったんですけど。何か、内部的には良くやったという感じで、先生達は手ごたえ感があつたのかなと思うんですけど、外部的にどうなんでしょうか。

山城教育長　16事業の中で、唯一評価が下がった事業ですが、ご説明をお願いします。

稲福課長　今ありましたように、唯一、評価が下がっている事業であります。実は、これ、昨年も挙がっておりまして、昨年度は有効性の評価が4となっておりました。今年度、5に上がっていたんですが、ヒアリングする中で昨年の4の評価から、何が変わったか、どこが改善されたかという所で、ちょっとそこら辺が見いだせなかったというこ

とと、後、前年度の取組で指摘された取組はどう改善されたかという所で、そこら辺が伺えなかったということが委員の中にありました。又、実際、内部評価の中で、有効性で、5が付いているんですが、事業課の説明では、事業に関わる取組について定着していないという課題があったということで自己評価されているんですが。5の評価というのは改善の余地がないという段階ですが、自ら課題があるということでも5と。そこをちょっと整理させていただいて評価委員会の中では5ではなく、4になったという経緯があり、審議会の中で今回このような形になっております。

仲本委員 わかりました。

山城教育長 この自己評価の中で有効性について、課題が残ったという表現があるんだが、最高評価の5が付いているのは、如何なものかということで、ここが4になったと。それに伴って合計点がB評価に下がったということになる訳ですね。只、小中一貫教育は、那覇市の大きな目玉の事業になっているので、然も、これだけ継続してきた中で、やっぱり、今一度、もう一回、お互いにしっかりやっ行って行こうという意味合いも、ここは必要なかなと思ったりしていますので、受け止めて行きたいなというふうに思っています。ほか、どうでしょうか。喜屋武委員、お願いします。

喜屋武委員 今の小中一貫教育推進事業の件、私も質問しようと思っていたんですけど、ご説明を伺って理解は出来ました。この小中一貫の事業って、今、那覇市は不登校の数というところが、この事業は連動して来ると思うので、課題設定と目標設定というのを、もっと具体化する必要性が、那覇市としてはあるのかなというふうに考えておりました。今回の外部評価を含めて、何が良くなったら、この事業は、5なのか、4なのか、という所の基準を明確にしていいただければ、という要望です。

山城教育長 今、喜屋武委員からの要望がありました。実際、小中一貫進めてくるのに伴って、不登校が減っているということではないんですよ。実際の所は。だからその辺のところ、この事業の成果を、一体、何をもって見とるかといったところを、やっぱり明確にするべきではないかというご意見だと思うんですが、この件について、何か、コメントはありますか。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 小中一貫教育も10年以上経って、定着している部分もあるんですけども、今、言われたように課題の部分も少し見えてきております、令和5年度から、又、新たなステップということで、今年度、検討委員会を立ち上げて、新たなスタートに向けて、どういう形でやっ行くかということで、今年度は5回予定しておりますけれども、そういったものの中で、少しまとめて行きたいなと考えおります。

喜屋武委員 ありがとうございます。

山城教育長 次のステージに向けた、検討が始まっていると。今、喜屋武委員のご意見等はその場で少し取り上げていただくということで、よろしくお願いいたします。仲本委員、お願いします。

仲本委員

もう一つ、小中一貫教育推進事業の件で、これは、又、評価とは違う意見なんですけれど。小中一貫教育推進事業と、初めに聞いた時には、保護者的には、その当時は学力向上が、かなり目標だったので、学力向上のためなんだろうなという思いがあったんですけど、だいぶ小学校に関して、かなり改善されてきてね、中学校も、後、一つと言うところまで来たところで、凄く、その点では、こういう取り組みも効果があったんじゃないかと、保護者的には思っているんですけど。この総合評価の中で、先生達の意識改革、小・中学校の学びの連続性という意識改革があるっていうこと、そして子どもに対しては、自己有能感を高めるという取り組みが行われて来たということで、これが学力向上じゃなくて、この意識の面での効果も狙っていたんだなというのが、今回、初めてそうだったんだというのを気付いた所なんですよね。なので、学力向上に関しては一定の効果が、喜屋武委員が言うように、この目標設定という所で、だいぶ時間も経ってきましたので、こういうお子さん達の自己有能感とか、自己有用感とか、充実感、幸福感とか、そういう意識の所ですね。やっぱり、その辺は不登校とか、そういう所につながって来ると思うので。この教育という所が、一般的には学力という単純な感覚があるんですよ。保護者的には、教育、うちの子は算数ができるようにならないとね、と思うんですけど、教育って、そういう生きる力ですから、こういう子ども達の心身の成長を促すということを目的としたような、こういう推進事業なんだよという所を、もう少し、ご説明いただいて、喜屋武委員が言われるように、何か、目標設定を、もしするのであれば、そういう子どもの心の面での成長というの、これを通して促しているという、そういう事業なんですということ、を市民のほうに、もう少し理解をさせるような方法があっても良いかなと思います。それに伴って、もし、そういうことであれば、PTAとしても、何か、保護者としても、学校と連動してできることがあるかも知れないので。例えば、何か、こういう一貫校同士の、PTA同士のこういう連携とかっていうことも、検討していただきたいとかっていうことで、委員会、若しくは学校のほうから要望があれば、PTA同志も、こういう中学校区ごとのPTA同志は連携したほうが良いかなっていう意識が出て来るので。そうすると、ちょっと、又、活動のほうも変化が出てくるかもしれないので。これ、自主的な活動なので、中々、進まない部分もあるかも知れないんですけど、そうやって、学校とPTAとが一つの目標に向かって行くという所で、連携し合う、地域連携というのが、中学校区同志の連携というのを進めるべきなのかなという意識が、もし、持てるのであれば、何か、新たな保護者の中でもできることが出てくるかも知れないので、そういうことも、少し働き掛けていただければ良いかなと思います。

山城教育長

大変、貴重なご意見でした。本仲委員、どうぞ。

本仲委員

関連して、PTAも取り込んでね。良い視点だなと思っています。もう一つは、喜

屋武委員から提言された目標設定ですね。この課題設定、目標設定、具体的にどんな
 のがあるかなと、今、喜屋武委員の意見も聞きながら考えてみたら、例えば、いじめ
 の指標とかね、それから不登校の問題とか、そういうのも、やっぱり目標設定か、課
 題設定の一つの評価項目にあるんじゃないかなというふうに感じますね。特に中学校
 辺りは、自分の校歌、学校の校歌の文字と絡めたね。校風設定を中学校でやっていま
 したね、小祿中学校でも。そういうふうなものも、この目標設定、課題設定の一つの
 指標になるんじゃないかなと、今、ご意見伺いながら感じましたね。

山城教育長 不撓不屈とかね。

仲本委員 あれは校歌と連携しているんですね。確かに言われるとそうですね。

本仲委員 校歌は、地域に根差した言葉が沢山あるんですよ。真和志中学校の校歌を見てみ
 と、真和志中学校から、昔ね、ガジャンビラが見えたと言う証があるんですよ。鏡水
 の。そういうような地域に根差している風景が見えるんですよ。校歌から。小祿中学
 校もそうですね。以上です。

山城教育長 仲本委員、それから本仲委員のほうから、具体的なお意見、ご指摘等がありました
 ので、これ、是非、活かして行っていただけたらと思います。先程、何を狙いとし
 ているかという所をもう少し広報してはどうか、ということが、例えばPTAの連携
 にもつながって行くんじゃないかというところ。大変、貴重かなと思うので、そのへ
 んについても、是非、反映できるようによろしくお願いをいたします。ほか、どうで
 しょうか。それでは議案第20号「教育事務点検評価報告書の作成について」は、原
 案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

山城教育長 異議なしとのことですので、議案第20号「教育事務点検評価報告書の作成につい
 て」は、議決いたしました。お疲れ様でした。本日の議事は、これで終了となります。

案件の審議結果

議案第19号	那覇市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則制定につい て	原案どおり可決
議案第20号	教育事務点検評価報告書の作成について	原案どおり可決